

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県庁庁舎管理規則の一部を改正する規則

財産活用課

【告示】

（県例規集登載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
○ 保安林の指定
○ 県営住宅に係る家賃及び駐車場使用料の収納事務の委託

健康推進課

〃

障害福祉課

〃

〃

治山課

住宅課

【公告】

○ 国土調査の成果の認証
○ 土地改良区役員の退任及び就任届

中山間・地域振興課

課

耕地課

【企業局】

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

【教育委員会】

○ 浄水ケーキの販売代金の収納事務の委託
○ 岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

総務企画課

教育委員会

【正誤】

（県例規集登載）

○ 道路の区域変更の正誤

道路整備課

◎岡山県規則第三十三号

岡山県庁舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県庁舎管理規則の一部を改正する規則

岡山県庁舎管理規則（平成八年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「同規則」の下に「第六条の二第二項、」を加える。

別表分庁舎の項中「午後七時」を「午後六時」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

かくだ薬局今立店

笠岡市今立二九〇五十二

平成二十九年四月二十一日

◎岡山県告示第二百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

藤沢薬局

倉敷市玉島中央町一―二二―一五

平成二十九年三月三十一日

かくだ薬局今立店

笠岡市今立二五三三一―

平成二十九年四月二十日

◎岡山県告示第二百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
ウエルネス薬局	津山市田町35-1	H29. 3. 1
はら こども・ファミリー歯科	真庭市久世58-7	H29. 3. 1
武田整形外科	備前市伊部252-2	H29. 3. 1
小畑醫院	津山市大田452-6	H29. 3. 27

2 指定訪問看護事業者等

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
医療法人光心会	赤磐市河本1143	訪問看護ステーションあかいわ	赤磐市河本1143	H29. 2. 1

◎岡山県告示第二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	廃止年月日
原歯科医院	真庭市久世 58-1	H29. 3. 1
薬局ホタル	総社市総社 2-1-30	H29. 3. 15
武田整形外科	備前市伊部 252-2	H29. 2. 28

◎岡山県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	原 武仁	真庭市久世58-1	原齒科医院	真庭市久世58-1	H29.3.1
介護予防事業者	原 武仁	真庭市久世58-1	原齒科医院	真庭市久世58-1	H29.3.1

◎岡山県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林の所在場所

岡山市南区彦崎字明石三二六の二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）に基づく県営住宅に係る家賃
及び駐車場の使用料のうち、自らが指定管理者として管理を行う物件に係るもの
の収
納の事務

二 委託した収入の種類

県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料

三 委託を受けた者の住所及び名称

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

四 委託を受けた事務を行う場所

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー本社

岡山市北区蕃山町一番二〇号岡山県開発公社ビル三階

株式会社東急コミュニティー岡山県営住宅管理センター

五 委託の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

〔一三三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、
 次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行つた者の名称	真庭市	調査を行つた期間	平成二十七年四月	成果の名称	真庭市 地籍図及び 地籍簿	調査を行つた地域	江川の一部	認証年月日	平成二十九年三月三十日
	真庭市		平成二十七年五月		真庭市 地籍図及び 地籍簿		延風の一部		平成二十九年三月三十日
			平成二十九年一月		真庭市 地籍図及び 地籍簿		江川の一部		平成二十九年三月三十日

平成29年4月21日 岡山県公報 第11882号

〔一三四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

足守土地改良区

二 退任及び就任役員

氏名	氏名	住 所	理事の別
東原 透	東原 透	岡山市北区真星二九五六一	理事
神崎 保		東山内九九一	
片岡 高志	片岡 高志	掛畑四八一	
穂山 国衛	穂山 国衛	河原六一〇一四	
金木 薫	金木 薫	山上二七六二	
明楽 行春	明楽 行春	上高田三三四四	
遠藤 茂		杉谷一六〇三	
伊丹 正志		日近五〇九	
柏野 勲		粟井一六八九	
三田 孝	三田 孝	大井五一三	
増田 肇	増田 肇	足守一三三五一二	
難波 利信		下足守一一三一	
難波 利晴	難波 利晴	上土田一〇九一二	
片岡 茂夫	片岡 茂夫	総社市東阿曾一八一二一二	
遠藤 康二		岡山市北区石妻五二	監事
小田 公弘	小田 公弘	大井一六一七一	
長門 梶喜		足守一七三七一七	
	河田 次男	間倉一五一二一二	
	板野 清志	下足守七五七	
	黒瀬 稔雄	東山内一一三三	理事

林	中	戸	伊
健	田	田	丹
二	篤	算	克
	志	悟	仁
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
下	栗	下	日
足	井	高	近
守	七	田	一
一	四	一	〇
三		二	八
八		九	
六		五	

〃 〃 〃 〃

〔一三五〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十九年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

自動車保管場所証明電子化システム導入委託

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び自動車保管場所証明電子化システム導入委託仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成30年2月28日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成29年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年岡山県告示第52号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契

約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話 (086) 226-7264

(2) 申請書の提出期限

平成29年6月2日（金）午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成29年4月21日（金）から同年6月2日（金）まで（岡山県の休日を含める）

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ100グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成29年6月7日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成29年6月8日(木) 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成29年6月2日(金)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be procured :

Automotive storage location certification Electronic System Development
1 set

- (2) Contract period :

From a day of the contract conclusion, through February 28, 2018

- (3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

- (4) Time limit for tender :

4:00 P.M 7 June, 2017

- (5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2216

◎岡山県企業局告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、
浄水ケークの販売代金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十九年四月二十一日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

一 委託した事務の内容

浄水ケークの販売代金に係る収納の事務

二 委託を受けた者の住所及び名称

倉敷市真備町市場二八七二一七

泉興産株式会社

三 委託を受けた事務を行う場所

倉敷市連島町西之浦五九一二一三 岡山県企業局西之浦浄水場内

倉敷市連島町鶴新田一二〇〇 岡山県企業局鶴新田浄水場内

四 委託の期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

◎岡山県教育委員会規則第八号

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月二十一日

岡山県教育委員会

岡山県教育財産管理規則の一部を改正する規則

岡山県教育財産管理規則（昭和四十二年岡山県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「及び軌条」を「、軌条、交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第四百号）第一条第二号ホに規定する道路反射鏡、郵便差出箱及び公衆電話所（公衆電話機のみを設置する場合を除く。）」に、「三年」を「五年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(二) 平成二十八年二月二十三日付け公布岡山県告示第九十六号(道路の区域変更)に誤りがあつた。

一・終わりが ら二二	一・一四	頁・行
倉敷市玉島阿賀崎字唐船二六五 七番三地先	倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四三 四番一地先	誤
倉敷市玉島阿賀崎字亀崎二四三 四番一地先	倉敷市玉島阿賀崎字唐船二六五 七番三地先	正